

議案第17号

訴えの提起について

令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件の判決を不服として控訴を次のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年4月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をえる必要があるため提案する。

1 当事者

- (1) 原告 南風原町
- (2) 被告 町民

2 事件名

損害賠償請求控訴事件

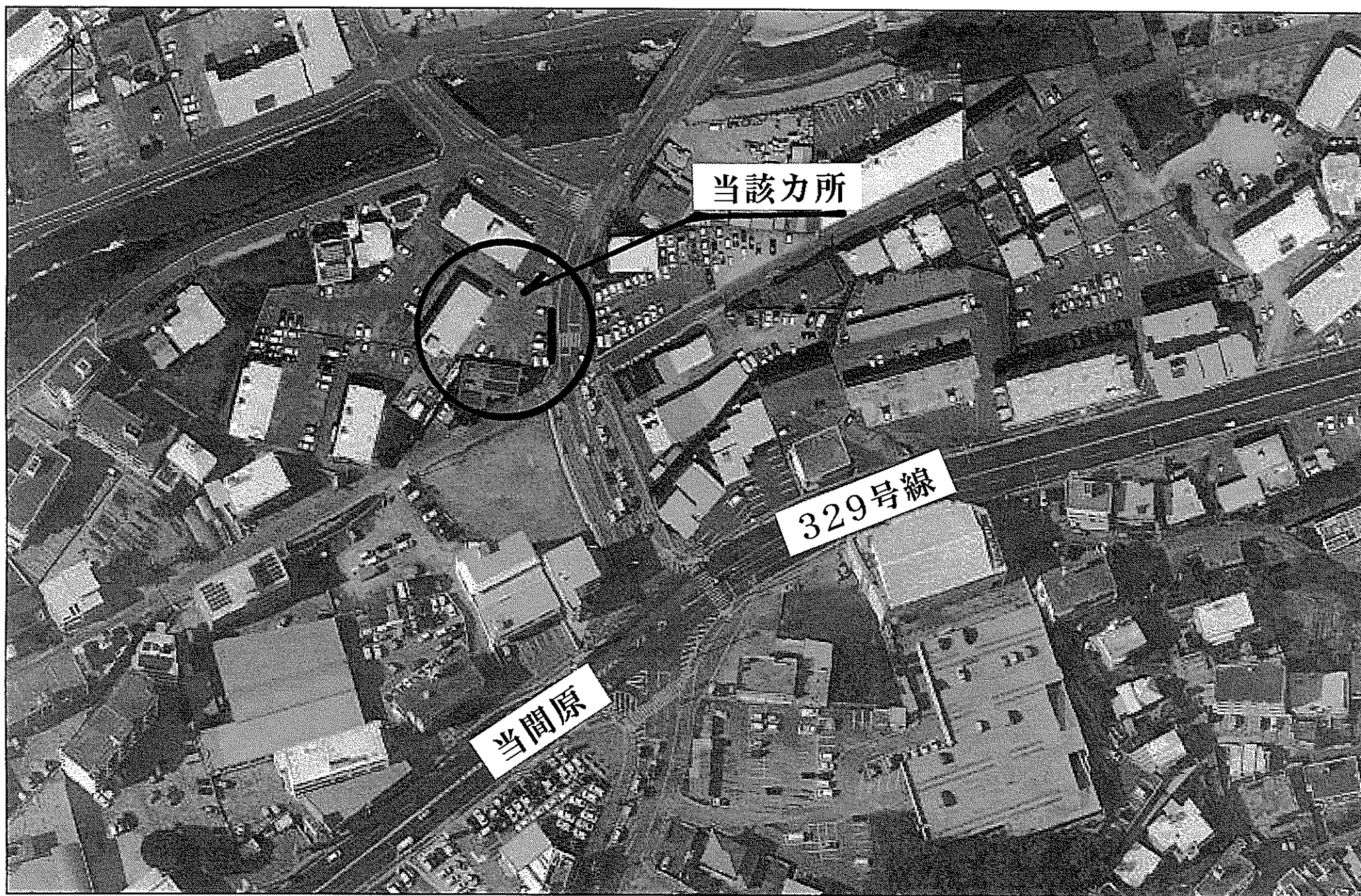
3 事件の内容

宮平学校線街路整備事業に係る土地収用に伴い、町民から南風原町に対して令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件の訴訟があり、その判決内容は次のとおりである。

- (1) 町は、原告に対し、928万7936円及びこれに対する平成26年4月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 町は、原告に対し、20万円を支払え。
- (3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、これを6分し、その1を原告の負担とし、その余は町の負担とする。

4 控訴の趣旨

令和3年3月30日判決言渡、令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件についての判決の結果には、町の主張が認められず納得しがたいことから控訴するものです。



60 m
1:1,387